

必ずお読みください

手数料納付に関するお知らせ

消防設備士法定講習の手数料の支払いについては、京都府の収入証紙が廃止されましたので次のいずれかの方法で納めてください。

なお、現金書留の申請は受付け出来ませんので、特にご注意下さい。

1 コンビニ・金融機関での納付書納付(現金のみ)

- ・受講案内・申請書に挟みこんである納付書で、コンビニ又は金融機関（銀行・郵便局）で手数料7,000円を納付してください。
- ・納付書の控えとして「領収書」と「**納付済証**」が発行されます。
- ・「**納付済証**」を受講申請書の手数料の貼付欄にしっかりと貼り付けてください。

※「領収書」のみ貼付されますと無効となりますので、御注意ください。

2 京都府庁など専用レジでの納付（現金又はキャッシュレス決済）

- ・窓口は、申請窓口ではなく専用レジのある府の支払い窓口です。
- ・手数料7,000円を専用レジで払い込むと「**納付済証**」と「領収書」が発行されます。
- ・「**納付済証**」を受講申請書の手数料の貼付欄にしっかりと貼り付けてください。

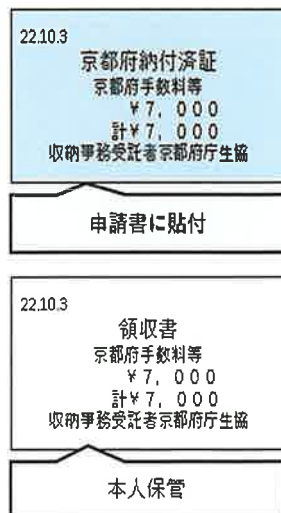
※「領収書」のみ貼付されますと無効となりますので、御注意ください。

- ・京都府庁の購買部（券売機）、各広域振興局の総合庁舎（亀岡総合庁舎・園部総合庁舎 宮津総合庁舎・峰山総合庁舎・乙訓総合庁舎・宇治総合庁舎・田辺総合庁舎・木津総合庁舎・福知山総合庁舎・綾部総合庁舎・舞鶴総合庁舎）です。

コンビニ・金融機関の場合



京都府庁本庁の場合



広域振興局(総合庁舎)の場合

